

《福井市の公民館に思う》



あしあと

元県公民館連合会長・元市公民館連絡協議会長

元麻生津公民館長 木村 健

平成12年4月麻生津公民館長を拝命しましたが、私は当時自治会長もしておりましたので、公民館の運営が社会教育事業の一環であることは理解いたしておりました。

さて、ご承知のように福井市の公民館は、昭和21年の文部次官通牒「公民館設置運営について」に基づき誕生し、活動が展開され、昭和24年には公民館を法的に支える社会教育法が制定されました。そして、長い歴史の中で30回を超える改正が行われております。

つまり、大きな時代の流れの中にあって、公民館を取り巻く環境も年々変化すると共に公民館の役割もまた時代と共に変わってきたのは当然のことであります。

この様な社会・経済情勢の変化に対応して、福井市が昭和59年行政改革で、各地区にあった出張所を廃止したことにより、公民館は「地域学習の場」、「各種団体活動の場」、「住民の交流・憩いの場」、「地域づくりの拠点の場」としての重要な役割に加えて、行政事務をも担当することになりました。少数の職員体制、また非常勤という不安定な身分、週30時間の変形労働時間、時間外手当無しという労働条件下で、公民館の職員は、地域発展のため頑張ってきたのであります。

平成15年6月、文部科学省は、「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示で、求められる役割を十分果たすことができるよう、職員等の適正数の配置、識見と経験・専門的知識と技術を有する者の配置、資質と能力の向上を図るための研修の充実に努めるようにと、都道府県教育委員会に通知しましたが、これらの実現は殆どの項目が先送りされたと承知しているところであります。

平成6年、酒井市長が誕生し、「うらがまちづくり推進事業」を進めることになりました。この中で福井市の公民館職員は、『扇の要』として活動を展開し、その取組は全国から注目されると共に、高く評価されました。この間、昼夜を問わず懸命に活動する各地区公民館職員の姿を見聞きし、「市長と語る会」でも職員の待遇改善や公民館のあり方について要望をして参りました。

因みに、麻生津地区におきましては、地区民の参加・参画による「音楽のまちづくり」事業等が認められ、平成19年10月、優良公民館として文部科学大臣賞を受賞することができましたことは、私にとって満腔の悦びであります。

終わりに、教育機関として法的に位置付けられた公民館設置の目的を踏まえると共に、現代的課題も見据え、目標が実現致しますよう、市公連に結集する皆様にご期待申し上げる次第であります。

私は、これからも「喜怒哀樂」という四字熟語を共(友)にして歩んで行く所存であります。